

消費税の軽減税率 制度説明会

市商工会と東村山税務署では、事業者の方を対象として、消費税の軽減税率制度に関する説明会を開催します。多くの事業者の方に関係のある制度です。ぜひお越しください。

【日時】6月5日（水）午後2時～4時（1時半から受け付け）

【場所】市役所7階701会議室

【注意】駐車場などは限りがございますので、公共交通機関をご利用ください

詳しくは市商工会 ☎ 471・7577 または東村山税務署法人課税第一部 ☎ 042・394・6811（自動

音声案内に従って「2」を選択してください）へ。

◎食料品を扱っていない事業者も関係があります

消費税の軽減税率制度は、今年10月1日からの消費税の10%への引き上げと同時に実施されます。取扱商品の適用税率の確認や適用税率ごとの区分経理の他、商品の価格設定や価格表示方法など、軽減税率制度の実施に向けた準備が必要となります。

そのほか、5年度10月1日から、仕入税額控除については「適格請求書等保存方式」が導入され、適格請求書などの保存が要件となるため、取

引先から適格請求書の発行が求められることとなります。同請求書の発行のためには「適格請求書発行事業者の登録」とともに「受発注システム」の改修や「複数税率対応レジ」などの導入が必要です。これらの改修や導入に当たつての、事業者支援の「軽減税率対策補助金」申請期限は今年9月までです。

今後、適格請求書などの発行が必要となるため、軽減税率対象品目の取り扱いがある事業者の方だけでなく、軽減税率の対象品目の売り上げがない事業者や、消費税の納税義務のない免税事業者の方も含む、すべての事業者に関係する改正となります。

改元に伴う公文書の 元号の表記について

5月1日から元号を改める政令（平成31年政令第143号）が施行され、元号が「令和」になります。これに伴い、市で作成する文書等において、改元日以降の元号は、「令和」で表記します。

なお、システムの改修が間に合わない場合や文書の印刷の都合などにより、改元日以

降も元号の表記が「平成」になっているものもあります。このような「平成」で表記した年月日などについては、法律上の効果は変わりませんが、新元号に対応する年月日などに読み替えていただきますよう、ご理解とご協力をお願いします。

詳しくは総務課 ☎ 470・7714 へ。

新生児聴覚検査の 費用助成が始まりました

市内の市区町村では、聴覚検査をすべての新生児に安心して受けていただくために、新生児聴覚検査費用の一部助成が4月から開始されました。

【対象】平成31年4月1日以降に生まれた生後50日までの乳児

【新生児聴覚検査の受診方法】妊娠届出をされる妊婦さんに、母子健康手帳と一緒に「新生児聴覚検査受診票」をお渡しします。聴覚検査を受ける医療機関に同受診票を提出してください

【転入してきた方など】都外・都内から転入の方で、同

受診票をお持ちでない方は、健康課に問い合わせてください

【都外医療機関助産院などで検査を受けた方】同受診票は使用できませんので、後日健康課で還付申請の手続きを行ってください

詳しくは同課保健サービス係 ☎ 477・0022 へ。



募集



後5時

【勤務場所】まえざわ保育園

【資格】看護師・保健師資格のいずれかを取得している方

【募集人数】2人

【賃金】時給1660円（交通費相当額は別途支給）

申し込みは、履歴書（写真貼付）と看護師等資格証の写しを子育て支援課（市役所2階）へ直接持参してください。

履歴書は返却しません。詳しくは同課保育・幼稚園係 ☎ 470・7745 へ。

【臨時栄養士】6カ月（更新の場合あり）

【勤務日】祝日を除く月曜～土曜日のうち週3～5日

【勤務時間】午前8時半～午後5時

【勤務場所】市立保育園（公設公営）

【資格】栄養士資格を取得している方

【募集人数】1人

【賃金】時給1190円（交通費相当額は別途支給）

申し込みは履歴書（写真貼付）と栄養士免許状の写しを子育て支援課（市役所2階）へ直接持参してください。

履歴書は返却しません。詳しくは同課施設給付係 ☎ 470・7745 へ。

【勤務時間】午前8時半～午後5時

【勤務場所】市立保育園（公設公営）

【資格】栄養士資格を取得している方

【募集人数】1人

【賃金】時給1190円（交通費相当額は別途支給）

申し込みは履歴書（写真貼付）と栄養士免許状の写しを子育て支援課（市役所2階）へ直接持参してください。

履歴書は返却しません。詳しくは同課施設給付係 ☎ 470・7745 へ。

【勤務時間】午前8時半～午後5時

【勤務場所】市立保育園（公設公営）

【資格】栄養士資格を取得している方

【募集人数】1人

【賃金】時給1190円（交通費相当額は別途支給）

申し込みは履歴書（写真貼付）と栄養士免許状の写しを子育て支援課（市役所2階）へ直接持参してください。

履歴書は返却しません。詳しくは同課施設給付係 ☎ 470・7745 へ。

平成31年度軽自動車税の 納税通知書を発送します

バイクや軽自動車などの所有者に課税される「平成31年度軽自動車税」の納税通知書を5月13日（月）に発送します。納税通知書に記載して

る金融機関またはコンビニエンスストアでお納めください。詳しくは課税課市民税係 ☎ 470・7777（内線2331・2332）へ。

三輪および四輪以上の軽自動車

初めて車両番号の指定を受けた日（自動車検査証の「初度検査年月」の日付）によって税率が変わります。

区分				税率		
				平成27年 3 月31日 までの登録車	平成27年 4 月 1 日 以降の登録車	新規登録後13年超 (経年重課) ※
軽自動車	四輪以上	乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
			自家用	7,200円	1 万800円	1 万2,900円
		貨物用	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
			自家用	4,000円	5,000円	6,000円
	三輪			3,100円	3,900円	4,600円

※新規登録から13年経過した車両は、グリーン化を進める観点から、平成28年度より経年重課の税率が適用されます。なお、電気系自動車など（動力源または内燃機関の燃料が電気・天然ガス・メタン・ガソリン電力併用の軽自動車および被けん引車）は、経年重課の対象外です。

グリーン化特例

平成30年4月～31年3月までに初めて車両番号の指定を受けた軽自動車で、環境負荷の小さいものについては、平成31年度に限り税率が軽減されます。詳しい適用条件については市ホームページをご覧ください。

区分				税率		
				おおむね25%軽減	おおむね50%軽減	おおむね75%軽減
軽自動車	四輪以上	乗用	営業用	5,200円	3,500円	1,800円
			自家用	8,100円	5,400円	2,700円
		貨物用	営業用	2,900円	1,900円	1,000円
			自家用	3,800円	2,500円	1,300円
	三輪			3,000円	2,000円	1,000円

「東久留米市国保QUPiO」は 「QUPiO Plus」に リニューアルしました

QUPiO Plusは国民健康保険に加入している18歳以上の方を対象に、被保険者の健康づくりを応援するインターネットサービスです。最新の健診結果をもとに、生活習慣病の5年後の発症率を判定する「発症予測」や、日々の生活の中で役立つ健康情報が定期的に配信される「メールマガジン」、無理なく続けられて効果的な行動計画を提案する「おすすめ行動計

画」など、思わず健康づくりに取り組みたくなる機能を数多く備えています。

さらに、日々の健康づくりを記録したり、特定健診や、がん検診などを受診することなどでポイントが貯まり、健康関連グッズを中心とした商品と交換することができま

す。詳しくは国民健康保険についてが保険年金課 ☎ 470・7733、特定健康診査についてが健康課 ☎ 477・0013 へ。

【参加方法】市ホームページ

【お問い合わせ】市ホームページ

【お問い合わせ】市ホームページ

【お問い合わせ】市ホームページ

【お問い合わせ】市ホームページ

【お問い合わせ】市ホームページ

【お問い合わせ】市ホームページ

【お問い合わせ】市ホームページ

【お問い合わせ】市ホームページ

【お問い合わせ】市ホームページ

【お問い合わせ】市ホームページ

【お問い合わせ】市ホームページ

【お問い合わせ】市ホームページ

【お問い合わせ】市ホームページ

【お問い合わせ】市ホームページ

【お問い合わせ】市ホームページ

【お問い合わせ】市ホームページ

【お問い合わせ】市ホームページ

【お問い合わせ】市ホームページ

【お問い合わせ】市ホームページ

【お問い合わせ】市ホームページ

【お問い合わせ】市ホームページ

【お問い合わせ】市ホームページ

【お問い合わせ】市ホームページ

【お問い合わせ】市ホームページ

【お問い合わせ】市ホームページ

【お問い合わせ】市ホームページ

【お問い合わせ】市ホームページ

【お問い合わせ】市ホームページ

【お問い合わせ】市ホームページ

【お問い合わせ】市ホームページ

【お問い合わせ】市ホームページ

【お問い合わせ】市ホームページ

【お問い合わせ】市ホームページ

【お問い合わせ】市ホームページ

【お問い合わせ】市ホームページ

【お問い合わせ】市ホームページ

【お問い合わせ】市ホームページ

【お問い合わせ】市ホームページ

【お問い合わせ】市ホームページ

【お問い合わせ】市ホームページ

【お問い合わせ】市ホームページ

【お問い合わせ】市ホームページ

【お問い合わせ】市ホームページ

【お問い合わせ】市ホームページ

【お問い合わせ】市ホームページ

【お問い合わせ】市ホームページ



健康増進
サポートページ
QRコード